



さららの水

第17号

令和2年9月発行



もくじ

- お客さまセンターの仕事 P2
- 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 P3
- 宅内の水回りでトラブルが起きたときは P4
- 道路上などで水漏れ等を発見したときは P5
- 河川の浄化に下水道が貢献しています P6

橿原市上下水道部では新型コロナウイルス感染症対策として、市民の方に安心してお客さまセンター窓口をご利用いただくために感染予防パネルを設置しています。このパネルは橿原市上下水道協同組合の皆さまに寄贈していただきました。

橿原市上下水道部と大和高田市上下水道部では、さらなるコストの適正化や市民サービスの向上を図るため、令和元年10月に窓口であるお客さまセンターを共同化しました。お客さまセンターでは、上下水道の使用開始・中止の受付や、上下水道料金の請求、水道メーター等の取替及び維持管理などの業務を行なっています。市民の皆さまにとって最も身近な窓口である「お客さまセンター」について業務の流れと共に紹介します。

電話対応業務

お客さまや業者の方からの問い合わせの対応や、水道及び下水道の使用開始・中止の受付等を行ないます。水が出ない、排水が流れない等の上下水道に関するトラブルについては、休日・夜間も対応しています。



上下水道関係書類等受付業務

新たに水道メーターを設置する場合や、下水道の使用開始をする際の書類受付を行ないます。

水道の開閉栓業務

現地で水道の開閉栓を行ないます。

水道メーターの検針や点検業務

水道料金を算定するために、定期的に水道メーターの検針を行ないます。検針員が各ご家庭・事業所の水道メーターを直接確認します。



水道料金・下水道使用料の算定・請求業務

水道メーターの検針結果をもとに、水道料金・下水道使用料を計算し、お客さまに請求します。

水道メーター取替及び維持管理業務

水道メーターは、計量法の規定により、有効期間が8年と定められています。各家庭・事業所等に設置されている水道メーターを検定満了までに交換を行ないます。



新型コロナウイルス感染症が市民の皆さまに甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、橿原市上下水道部では感染拡大を防止するため次亜塩素酸水(消毒液の代用品)の配布を行なっています。また、市民生活・経済活動を支援するため、水道の基本料金の4か月間全額免除を決定しました。

水道水から次亜塩素酸水(消毒液の代用品)を生成し配布

新型コロナウイルス感染拡大を防止するには、こまめな消毒が欠かせません。消毒液が入手困難となっている状況を踏まえ、上下水道部では、給水車を各地区公民館等に派遣し、水道水から次亜塩素酸水を生成し配布しました。各自治会の要望により現在も配布を実施しています。

次亜塩素酸水は、優れた殺菌力がある上、食品添加物として認められており、使用感に優れています。



全ての家庭、事業者を対象に水道の基本料金を4か月間全額免除

全ての家庭、事業者を対象に水道の基本料金の4か月間全額免除を決定しました。

*基本料金は全額免除となりますが、従量料金は加算されます。

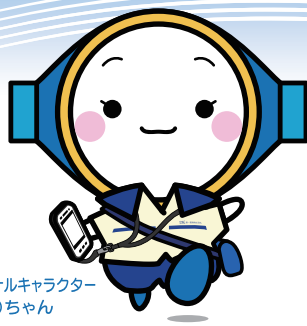
- 対象となる方：49,217件(令和2年3月31日現在)
- 対象期間：奇数月検針の方は、7月から8月の使用分及び9月から10月の使用分
偶数月検針の方は、8月から9月の使用分及び10月から11月の使用分
- 免除総額：約74,800,000円(税抜)

[税抜]

口径	減免前	減免後	差額 (1か月あたり)	減額の金額 (2か月あたり)	減額の金額 (4か月あたり)
13mm	270	0	△270	△540	△1,080
20mm	370	0	△370	△740	△1,480
25mm	420	0	△420	△840	△1,680
40mm	670	0	△670	△1,340	△2,680
50mm	3,320	0	△3,320	△6,640	△13,280
75mm	3,720	0	△3,720	△7,440	△14,880
100mm	4,420	0	△4,420	△8,840	△17,680
150mm	7,920	0	△7,920	△15,840	△31,680

●お問合せ…経営総務課

橿原市上下水道部及び大和高田市上下水道部お客さまセンターの業務を担当しています



当社オリジナルキャラクター
水来(みく)ちゃん

上下水道の使用開始・中止等の受付業務、メーター検針業務、メーター取替業務、水道料金等の収納業務等を行っています。どうぞよろしくお願いいたします。

DK 第一環境株式会社

お客さまセンター ☎ 0744-27-4411

橿原市川西町 1038-2 橿原市上下水道部 1F お客さまセンター内

宅内の水漏れや下水のつまり等が発生したとき

お客さまの宅内で水漏れや下水のつまり等が発生した場合は、その場所をご確認していただき修理を依頼してください。(修理業者さんは榎原市のホームページ等で確認することができます。)

(宅内の器具や配管は、お客さまの所有物となるため修理はお客さまの負担になります。)

※公共マス内の下水のつまりは下水道課で対応いたします。



水道(給水)の場合

(「蛇口等の水が止まらないとき」、
「漏水のお知らせが投函されていたとき」等)

➡ お近くの榎原市給水装置修繕対応可能工事事業者へご連絡ください。

【榎原市ホームページ ⇒ 市民向け ⇒ 榎原市上下水道部 ⇒ こんなときは ⇒ 漏水したとき ⇒ 榎原市給水装置修繕対応可能工事事業者一覧】

下水道(排水)の場合

(「トイレが流れないとき」、
「排水管から水が漏れているとき」等)

➡ お近くの榎原市排水設備工事指定工事店へご連絡ください。

【榎原市ホームページ ⇒ 市民向け ⇒ 榎原市上下水道部 ⇒ こんなときは
⇒ 便器がつかまって水が流れない等の故障のときは ⇒ 榎原市排水設備工事指定工事店一覧(榎原市内)】

※ホームページがご覧になれない場合は、
上下水道部お客さまセンターへお問い合わせください。



修理の際にご注意頂きたいこと

宅内の修理は、お客さまと修理業者さんとの間でお客さま自身により契約を行なっていただくものです。

そのため、トラブル防止のために次の点に注意が必要です。

1. 状況を詳しく説明し希望する修理が可能であることをご確認ください。
2. 修理の際に、見積り等を依頼し費用等についてトラブルが無いように気を付けてください。
(見積り等が有料の場合がありますので、事前にご確認ください。)
3. 契約前に、工事の内容・費用・アフターサービス等について十分に確認してください。
4. 費用等に不明な点がある場合は、修理を実施した修理業者さんへ説明を求めてください。

漏水の調べ方

宅内の漏水は、水道メーターをご確認いただくと発見することが出来ます。

屋内外の蛇口を全て閉めてから、水道メーターを確認してください。(トイレ等で水が流れていないかもご確認ください。)

メーター中央部分のパイロット(星型)が少しでも動いていると漏水の可能性あります。

※メーターボックス内で漏水している場合上下水道部で修理を実施いたしますので、ご連絡をお願いします。



道路上などで水漏れ等を発見したとき



皆さまにお使いいただいている水道水は、道路の下に埋まっている太い水道管(配水管)から細い水道管(給水管)が分岐して各ご家庭に届いています。

晴れた日でも道路が濡れている場合や、マンホールから水があふれている場合は、水道管から漏水している場合があります。このような状態を放置すると、道路の陥没等を引き起こす可能性もあり危険です。上下水道部で修理を実施いたしますのでご連絡をお願いします。

緊急工事等の場合は、皆さまに断水や道路の通行規制等でご迷惑をおかけすることもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。



漏水調査の様子

漏水探知器を使って、道路上から漏水音を聴き取り、漏水箇所を特定します。



※配水管から水道メーターまでの給水管は、お客さまの所有財産となりますが下記の条件をみたま場合は、上下水道部で修理を実施いたします。

1. 水道管の劣化や自然漏水が原因であること。

解体工事等で破損した等の原因者が明らかな場合は原因者負担となります。

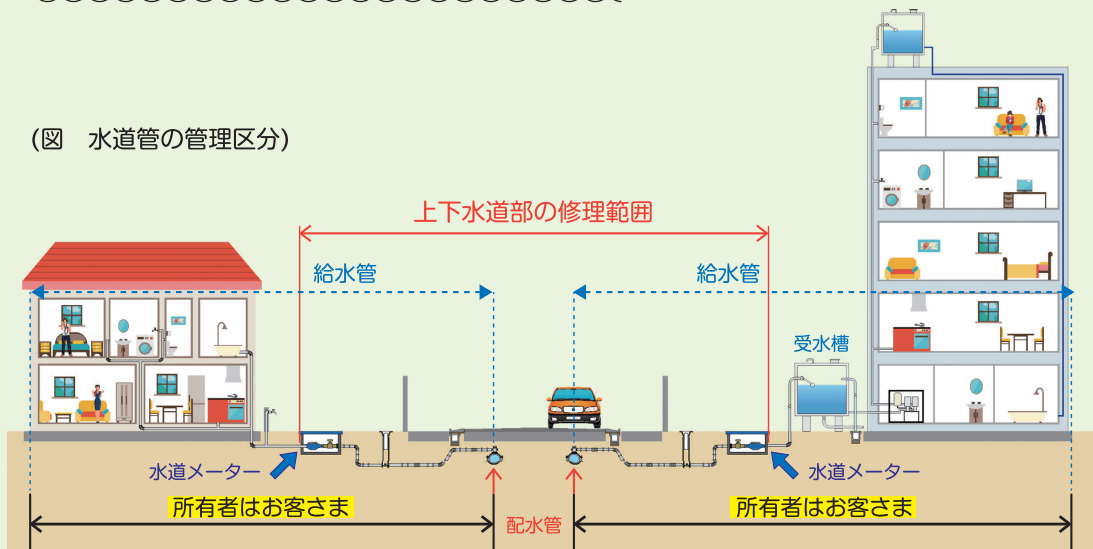
(「橿原市水道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱」により請求いたします。)

2. 修理に伴う負担について、お客さまに了承していただくこと。

給水管の修理と道路等の埋め戻しは上下水道部で実施いたしますが、門・塀・樹木などの復旧は上下水道部で対応できませんので、お客さまで復旧していただくことになります。

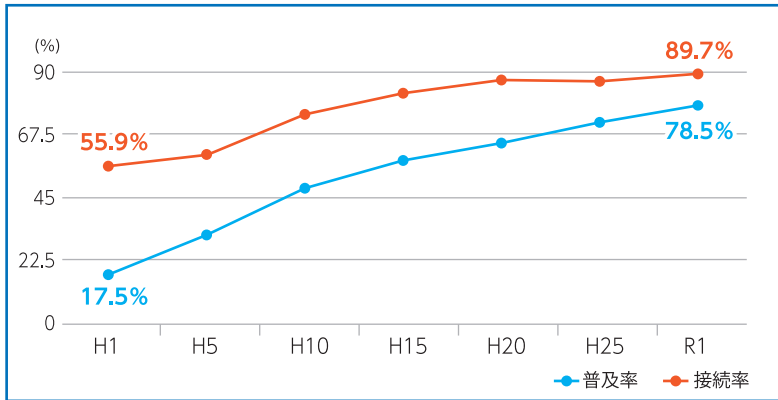
(宅内での漏水は、お客さまの負担になります。)

(図 水道管の管理区分)



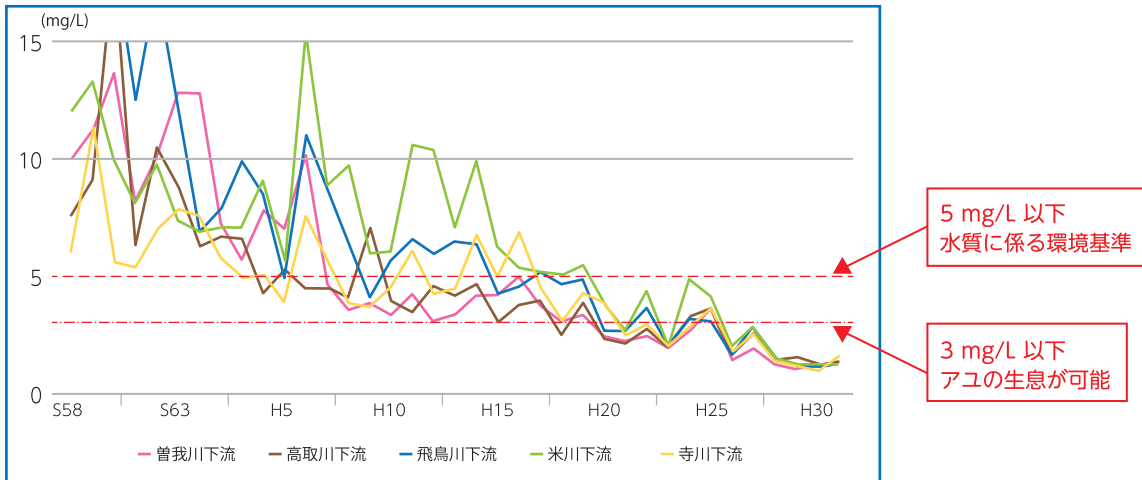
引用：日本水道協会 水道PRパッケージ

橿原市下水道の普及率と接続率



普及率 公共下水道を利用することが出来る人口の割合
接続率 上記の内、公共下水道を利用している人口の割合

橿原市を流れる河川のBOD 測定結果



BOD(生物化学的酸素要求量)：水質汚濁の程度を表す指標のひとつ。
 一般的にBODの値が大きいくほど、水質が悪いと言えます。

公共下水道を利用する方が増えるにつれて、河川の水質が改善しています。きれいな水質を維持していくために、これからも下水道事業に力を入れていきます。

上下水道部では、公共下水道を利用できる地域を広げるため、市街化区域を中心に下水道工事を行なっています。工事場所周辺にお住まいの皆様及び通行される方々におかれましては、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

公共下水道の整備は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的としており、河川や水路における汚れの約 8 割が台所・風呂・トイレ等からの生活排水であることから、ご利用していただかなければその効果は発揮できません。公共下水道が整備された地域にお住いで、まだ接続されていない皆様におかれましては、速やかに接続をお願いいたします。また、下水道が整備されていない市街化調整区域にお住いの方におかれましては、合併浄化槽を設置する際、条件により補助金が出る制度があります。

●お問合せ…下水道課